

## NEW TOPICS

## ◆労働保険料「口座振替制度」のご紹介◆

弊社併設の労働保険事務組合に加入せず、個別で労働保険を適用しているお客様にご案内いたします。事前に金融機関で労働保険料口座振替納付の申込みを行うと、手数料なしで労働保険料が(小額でも)自動引落しされるようになります。一度、口座振替の手続きを行うと、翌年度以降も継続し自動引落しされますので、納付忘れや納付遅れの心配がなくなります。また、口座振替3週間前に振替金額、口座名、引落日等の情報がはがきで通知され、引落し後も(3週間前後で)結果通知はがきが届きますので、年度更新にかかる社内の事務作業量の大幅な削減が期待できます。口座振替制度を利用する場合の労働保険料の納付日は以下の通りです。現在、口座振替制度をご利用でない場合、第2期の納付の際に、検討いただければいかがでしょうか。

労働保険料の納期	一括又は第1期	第2期	第3期
従来の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
口座振替の納付日	9月6日	11月14日	2月14日

以下に、口座振替制度ご利用時の注意点を示します。

- ・残高不足で引落しが行えなかった場合、納付書によって金融機関窓口で納付を行います(再度の引落しはありません)。
  - ・複数の労働保険番号を保有する場合、労働保険番号ごとに口座振替の手続きが必要です。
  - ・事業の廃止や口座変更時には、それぞれ廃止、変更の手続きが必要です。
- ※口座振替制度の詳細については、以下をご確認ください。  
[厚生労働省HP：労働保険料等の口座振替納付]

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html)

## ◆「働き方改革」労働7法を一括改正へ◆

厚生労働省は、時間外労働の上限規制および高度プロフェッショナル制度の創設に加え、非正規労働者の処遇改善、勤務間インターバルの導入促進など、多数の改革事項を一括した「働き方改革促進法案」を纏め、次期国会への提出を目指しています。改正される法案は労働基準法、パートタイム労働法、労働時間等設定法など全体で7法に及びます。この改正法案の中で従来から審議されているものとして、①高度プロフェッショナル制度(特定業務に従事し少なくとも年収1千万以上の者が割増賃金等の適用除外者となる制度)、②企画業務型裁量労働制の対象業務拡大(課題解決型の開発提案営業などが追加)、③月60時間超の残業割増賃金率50%の中小企業への適用、④使用者に対し労働者への年次有給休暇取得の義務化(年10日以上)の年休が付与された労働者について、その内の5日について取得時季指定の義務化)などがあります。上記に加え6月号でもご案内の時間外労働上限規制が新たに盛り込まれています。これらの法案は、原則として平成31年4月からの施行を予定していますが、**上記③の中小企業への割増賃金率の引上げについては、この対象から見送られることとなりました。(施行時期は現在未定)**

## ◆月平均56時間の残業で、労災認定◆

【業務の質的負荷も考慮対象に】

福岡高裁宮崎支部において、死亡前6ヶ月間の月平均残業時間が約56時間と認定された労働者が突然死したのは、過労が原因の労働災害であるとした判決がありました。この労働者(死亡当時:37歳)は、平成15年から宮崎県内の会社で量販店向け食品卸売営業に従事しており、健康診断では血圧、脂質、心電図において僅かに異常があるものの日常生活に支障はないとされていました。平成24年5月16日、大口取引先に卸した食品に「異臭」のクレームが入り、同労働者は休日であった同月20日、電話対応に追われ、18日と25日は福岡、23

日は鹿児島に出張しクレーム対応を行っていました。このときの商品は自主回収となり契約打ち切りの話も出て、最後の出張日であった25日に帰宅後、深夜に倒れていたところを妻に見えられ、病院で心肺停止による死亡が確認されました。パソコンの移動記録より同労働者の死亡前6ヶ月の月平均残業時間は約56時間と認定され、それだけで「相応の疲労」を蓄積させるに足り、クレーム対応についても大口取引先で自主回収にまで至っているため、相当な精神的負荷を伴っていたと評価されました。3回の出張についても朝6時に出発し、移動に往復4~8時間かかり、22時に戻るという過密なもので大きな身体的負荷を伴っていたとされました。一方、健康診断結果については、心停止の直接的な要因とは判断されませんでした。原告代理人の弁護士は「労働時間の量だけでなく業務内容の質的負荷も総合評価すべきということだ。過労死の労災認定基準を正しく理解したものと評価できる。労働時間の多寡に偏重する運用は見直されるべき。」と述べています。

今後は労働時間だけでなく、業務の質的側面からも労働災害認定を受けるケースが増えることが想定されますので、企業にも配慮が求められることになりそうです。

## 10月の社会保険と労務

- ◇今月から地域別最低賃金額が改定されています。東京は**958円**、神奈川は**956円**、です。各都道府県の平成29年度地域別最低賃金額と、それぞれの発効日は、以下をご確認ください。  
[厚生労働省HP：地域別最低賃金の全国一覧]

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/minimumchiran/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/)

- ◇社会保険料(健康保険・厚生年金保険)翌月引きの会社については、10月支給給与より、7月に出した社会保険報酬月額算定基礎届に基づく社会保険料控除額及び**新料率**による厚生年金保険料(厚生年金基金掛金)控除額に変更して下さい。
- ◇労働保険料(労災保険・雇用保険)3期分納の会社は10月31日(月)が納付期限です。忘れずに納付しましょう。

【お断り】この欄は、相談顧問契約のお客様を対象としています。労働・社会保険諸手続き、給与計算業務をご契約頂いているお客様につきましては、大部分が弊社で行わせて頂く業務になります。

## 編集後記

最近では昼夜の寒暖差も激しいようです、外出時は厚手の衣服を身に着けるなど体温調整をこまめに行い、お身体をご自愛ください。(鈴木)



Tsukue・Kato Certified Social Insurance & Labor Consultant Office

机・加藤 社会保険労務士法人

Tsukue & Partners Group

〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂1-9-4 ODAビル7階

TEL 03-3463-6671(代) FAX 03-3463-6672

E-mail: [tsukue\\_sr@tsukue-partners.com](mailto:tsukue_sr@tsukue-partners.com)

<http://www.tsukue-partners.com/>